

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の定款に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 理事会の種類及び構成

(種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

通常理事会は、年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき
- (4) 定款第21条第5号の規定により、監事から会長に召集の請求があったとき、または監事が召集したとき

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第3章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、一般社団・財団法人法及び本会の定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また会長が欠けたときは各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の1週間前までに、理事及び監事に対し通知しなければならない。

2 前項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席したとき、会長が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事、業務執行理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合代表理事、業務執行理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般社団・財団法人法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならないが、また必要があるときは代表理事、業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第9条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第10条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第11条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。

ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。決議方法)

(決議の省略)

第12条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の定めるところとする。

(報告の省略)

第13条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第15条第2項による報告には適用しない。

(監事の出席)

第14条 監事は、理事会に出席し必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第15条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第16条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

2 議事録作成のため、議事を録音することを可能とする。

3 録音データは電子媒体に保存し、金庫に保管する。出席した理事及び監事から録音データの開示請求があった場合、事務所内で開示を行う。

(議事録の配布)

第17条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第5章 理事会の権限

(決議事項)

第18条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

①本会の業務執行の決定

②会長、副会長並びに執行理事の選定・解職

③社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

④重要な財産の処分及び譲受

⑤多額の借入

⑥重要な使用人の選任・解任

⑦従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

⑧内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

⑨法人法第84条第1項に規定する理事の取引の承認

⑩第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

⑪事業計画書及び収支予算書の承認

⑫事業報告及び計算書類等の承認

⑬その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

①会員に関する規程の制定、変更及び廃止

②代議員に関する規程の制定、変更及び廃止

③その他必要な事項の規程の制定、変更及び廃止

(3) その他重要な業務執行に関する事項

①重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

②重要な事業その他にかかる争訟の処理

③その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 19 条 理事が定款第 25 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第 20 条 理事会は、定款第 26 条第 1 項に基づき、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事（監事が 2 人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は、遅滞なく一般社団・財団法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 3 か月以内に異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。

4 前項の責任を負う役員等を除く総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が 3 か月以内に異議を述べたときは、理事会は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

(責任限定契約)

第 21 条 理事会は、定款第 26 条第 2 項に基づき、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報告事項)

第 22 条 代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第 14 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 23 条 理事会の事務局事務は、事務局がこれを行う。

(改 廃)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附 則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、理事会規程及び常任理事会規程は廃止する。
- 3 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年10月6日に改定し、平成30年10月6日から施行する。
- 5 この規程は、平成31年3月2日に改定し、平成31年3月2日から施行する。
- 6 この規程は、2020年6月13日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第41条(2)の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
 - ロ 定款第41条(3)の規定による会長以外の請求をした理事の招集
 - ハ 定款第41条(4)の規定による監事の請求をうけた招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第20条第5項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第21条(1)の規定による監事の報告
 - ハ 定款第21条(3)の規定による監事の意見
- 6 議長の氏名

II 定款第46条の決議の省略

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款第37条の報告の省略

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名